

## V. 排出実態調査に基づく効果的な啓発方法について

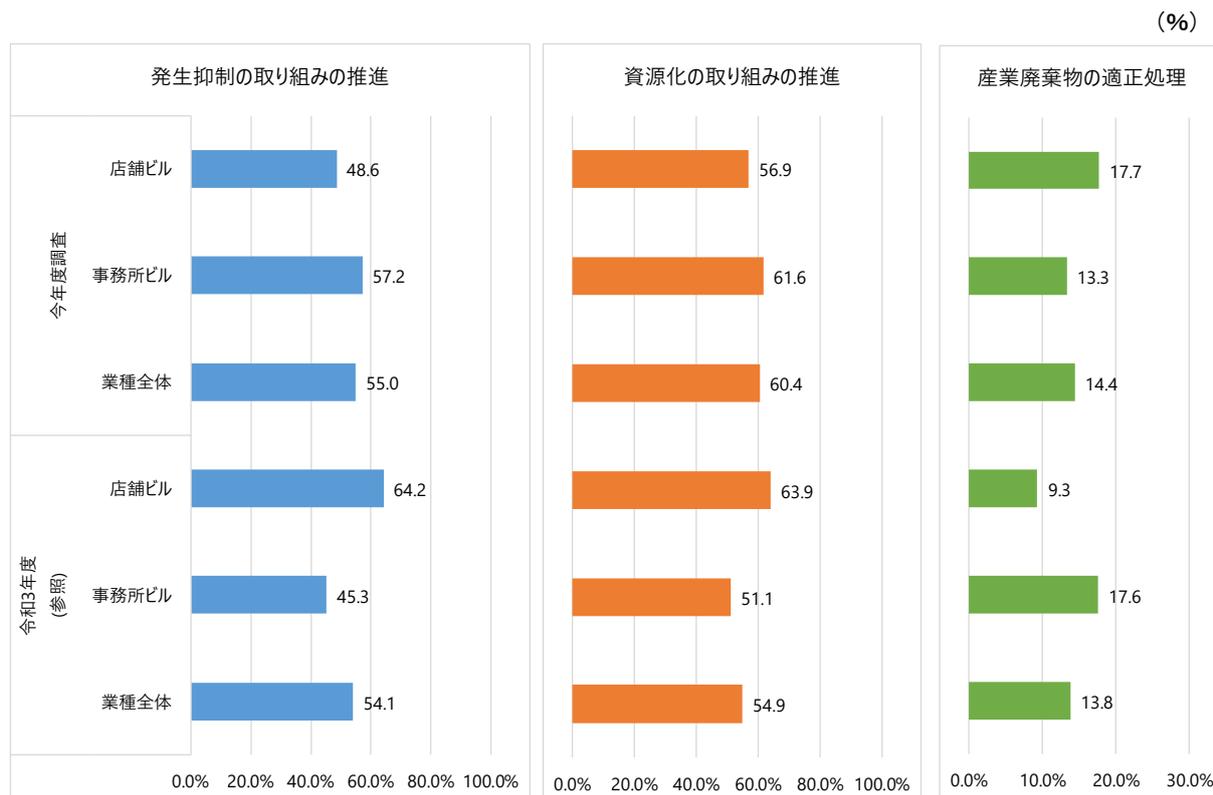
---

### (1)事業系ごみの減量計画策定のための情報提供とチェックリストの作成

IVで整理したように、市施設に搬入されている事業系ごみについては、排出事業所における①発生抑制の取り組みの推進②資源化の取り組みの推進③産業廃棄物の適正処理の推進を図っていくことが重要であると考え。各々の取り組みにより削減される可能性のある事業系ごみ量は、各取り組みでは重複している部分があり、削減されるごみ量は3つの取り組みの和とはならないが、図14に示すとおり、全業種合計の重量比で見ると、紙類を中心に発生抑制の取り組みの推進では約55%、資源化の取り組みの推進では約60%である。なお、産業廃棄物の適正処理の推進では約14%である。今回の調査では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や調査対象事業所の違い等もあり、単純に令和3年度の調査結果と比較することは難しいが、図14より、各減量の取り組みによる事業系ごみの削減可能割合では、再資源化や産業廃棄物、産業廃棄物の3つすべてにおいて対象となる事業系ごみは増加している。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少していたごみ量が戻ってきたためとはいえ、今後も削減に取り組む努力が必要があるといえる。

特に、今回の調査対象である特定建築物については、ごみの発生量が一般の事業所に比べてかなり大きいこと、条例で減量に取り組むことを義務化していること等から、減量の取り組みを率先して実施してもらう必要がある。例えば、減量の取り組みについて具体的な内容を業種別に紹介する先進事例集や実践の手引きを作成、配付するとともに、各々の事業所において減量の取り組み状況の実態を自社で把握し、その拡充の可能性について廃棄物管理責任者を中心に内部で検討し、「減量計画書」における具体的な計画の立案に反映するように誘導・指導すること等が重要であると考え。また、ごみ減量の取り組みの実践状況に関するチェックリストを作成し、特定建築物の廃棄物管理責任者が自社のごみ減量の取り組みの実践状況を確認し、新たな取り組みの実践ができるよう、市の立入検査や廃棄物管理責任者講習会などの機会に啓発すること等も有効と考えられる。

図 10 各減量の取り組みによる事業系ごみの削減可能割合(重量比)



注) 発生抑制の取り組みの推進による事業系ごみの削減可能割合は表 5、資源化の取り組みの推進による削減可能割合は表 6、産業廃棄物の適正処理による削減可能割合は表 7 参照。

## (2)食品ロスの排出状況

最近話題となっている食品ロスについては、令和元年5月に成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)が10月に施行され、毎年同月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」となった。その中で、限られた資源の有効利用とその減量が強く望まれている今日、食品の可食部の廃棄の抑制が大きな課題となっている。

今回調査した市内の特定建築物から排出される食品ロス量は重量比で総ごみ量に対し約19%、厨芥類に対し約37%であり、容積比では総ごみ量に対し約5%、厨芥類に対し約36%(表3-11参照)であった。以下この節では、総ごみ量に対しての割合を示し、その後ろに括弧書きで厨芥類に対しての割合を示す。

業種別食品ロスの排出量では大分類で、重量比で事務所ビルが約12%(約25%)、店舗ビルが約21%(約41%)であった。中分類をみると、重量比で事務所ビルが約1%(11%)、店舗複合事務所ビルが約12%(約25%)であり、店舗ビル(スーパー)が約27%(約60%)、店舗ビル(日用品小売)が約8%(34%)、駅ビル・地下街が約22%(約35%)、雑居ビル(娯楽・バー等)が約23%(約50%)であり、飲食を提供する事業所をテナント等として多く含む業種からの排出が多かった。

主な食品ロスの内容としては、業務の提供後に残った食料品(約10%(約53%))が食品ロスの過半数を占め、ごみ組成の重量比のうち厨芥類の約4割が食品ロスに該当した。

売れ残りの食品については、各事業所で、消費・賞味期限内に売りきれるように、需要予測による発注精度の向上(仕入れ数の精査)を行い過剰な仕入れを抑制するとともに、鮮魚の販売

形態を1日の客層に応じて変更するなどの商品の売りきりの取り組みの強化が必要と考える。また、国内の流通部門全体では、食品の製造日から賞味期限までを3分割し、「納入期限は、製造日から3分の1の時点まで」、「販売期限は、賞味期限の3分の2の時点まで」を限度とする「1/3ルール」といわれている商習慣を見直すとともに、賞味期限内の食品等を処分する場合には、フードバンクの活用も有効であることを啓発することが必要である。

SDGsのゴールの1つである「目標12：つくる責任つかう責任」のターゲット12.3より、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させるよう、種々の先進的取り組み情報を収集しつつ、市内事業者を紹介するためホームページへの掲載や廃棄物管理責任者講習会・事業系ごみ減量セミナーなど、特定建築物の事業者にも食品ロス削減の重要性を啓発していくことが必要であると考えられる。

今後も食品ロスの削減は全世界的に重要な課題であり、市民と事業者がお互いに協力し合うような仕組みを広げていくなどの取り組みが必要である。

### (3)資源化可能な紙類の削減

市内の特定建築物から排出される紙類は約18千tであり、そのうち、再生利用に適さない紙を除いた資源化可能な紙類が約4千tと推定される。事業者へ資源の有効利用の啓発に努めるとともに、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止や焼却工場における搬入物展開検査の強化とともに、許可業者と連携して排出事業者への適正区分・適正処理を行っていく必要がある。また、古紙回収協力店制度や再生資源事業者の紹介等、事業者へ浸透していくことが必要である。

### (4)産業廃棄物の適正処理にむけた指導強化

産業廃棄物は、表7に整理したようにプラスチック類を中心に一般廃棄物に約14%が混入している。このため、廃棄物管理責任者へ産業廃棄物の排出実態に関する情報提供を充実するとともに、焼却工場への搬入物展開検査の強化などを通じて一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を推進していく必要があると考えられる。

### (5)特定建築物の建物用途区分について

特定建築物の用途としては、表1に示すように現在6業種に分類されており、今回の調査においては、そのうちの店舗ビル・百貨店と事務所ビルにおいて調査を行った。さらにこの2業種を細分化して、合計5業種に分類して調査を実施した。

しかし、事務所ビルの例を挙げると、想定以上の厨芥類が排出されたことや、必ずしも事務所ビルからOA紙等の紙類の排出が多くないことなどの実態が把握され、結果として事務所ビルに対する減量指導・啓発について、古紙の資源化だけではなく食品ロスの削減に向けた減量指導も取り入れる必要があることが分かった。

事務所ビルには実態としてはテナントの中に飲食店等が入居している場合がある他、食品廃棄物や紙おむつ等を多量に排出するおそれがある病院が特定建築物に含まれていないことなど、特定建築物の用途(業種)について、引き続き、検証する必要があると考えられる。